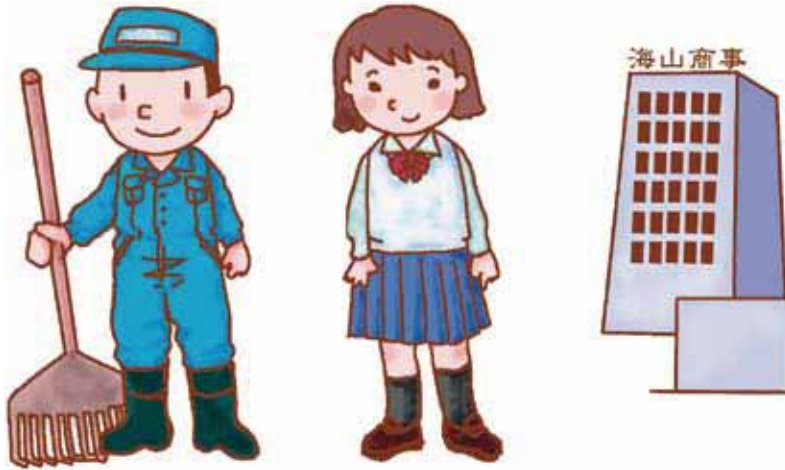


## 基本用語（町民には会社や事業所、団体も含まれます。）



（この条例で基本となる用語）

第2条 この条例のなかで「町民」とは、町内に住所がある人、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内に事務所を有する法人や団体、町内で活動する法人や団体をいいます。

2 この条例のなかで「町」とは、町の執行機関（町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）と補助機関（副町長、職員）をいいます。

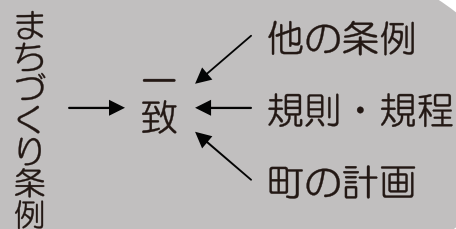
3 この条例のなかで「まちづくり」とは、より良いまち、住みやすいまち、元気のある地域社会をつくるために行う全ての公共活動をいいます。

4 この条例のなかで「町政」とは、まちづくりのうち町と議会が行うものをいいます。

## 条例の位置付け

（この条例の位置付け）

第3条 この条例をまちづくりの基本として、この条例に書かれていることを守りながらまちづくりを進め、他の条例、規則、規程、計画等を制定するときや、改正したりするときは、この条例の内容と一致するようにします。



## 条例の考え方（町民が主役、町民憲章の実現を目指して）

（まちづくりの基本となる考え方）

第4条 まちづくりは町民が主役であることを基本とします。

2 まちづくりは町民憲章の趣旨に沿って進めます。